



KICK OFF 通信



障害者福祉とどう向き合うか Part II

◆障害者自立支援法の 問題点

平成18年4月に制定された「障害者自立支援法」は、多くの問題点を抱えて登場してきました。それは、①障害者に過度の負担がかかること、②発達障害の範囲が不明確であること、③重複障害に対するサービスが一元化されていないこと等々、問題視された内容が多いものでした。

平成21年8月以降の民主党政権に対する見方は人それぞれでしょうが、こと障害者福祉政策に関しては、かなり前進したと言えます。その一つの実例は、この自立支援法を大きく見直しつつ、平成24年6月に成立させた「障害者総合支援法」です。

◆障害者総合支援法の 制定と今後のあり方

障害者総合支援法の基本的な理念には、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられるこ

となく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現する」と謳われております。したがって、その目的とするのは、障害者各人が状況に応じた必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を営むことができるよう、それを保障することです。

しかし残念ながら、法律というのはいつの時代も完璧なものではなく、例えば65歳に達した障害者への福祉サービスの提供を、介護保険制度に一元化しようとするとうなるのでしょうか。そうなると、利用者側の1割負担となり、利用料を払えずにサービス利用を諦めるケースも出てくることになりましょう。

そもそも介護保険は障害者福祉と比べて、目的や性格に大きな開きがあり、双方を統合すること自体、相当無理があると言えます。総合支援法は本年5月に改正されたものの、多くの課題の解決はさらに平成30年4月まで待つことになりました。

今後、依然として支援から漏れてしまう谷間の障害者、例えば難

病や慢性疾患への支援措置も対象に加える必要があります。

◆就労移行支援と継続 支援、そして定着支援

昨今、障害者就労について、様々な問題点が指摘されております。就労形態には一般就労と福祉的就労があり、福祉的就労でもA型とB型に分かれます。A型では、労働基準法に基づく労働契約と、総合支援法に基づく福祉サービス提供との関係が曖昧です。またB型でも、安い工賃のまま労災の適用もなく働いている実態があります。

そして定着支援を展開していくためには、障害者と職場をつなぐコーディネーターの確保は不可欠です。特別支援学校を卒業後、安定的な就労を実現するために、日々サポートできる体制が今まさに求められております。この人材を各学校や職場に適正配置できるよう、公的な面から進めなければなりません。

【プロフィール】

水口まさし

昭和37年

7月28日生まれ

神奈川県立湘南高校・慶応義塾大学卒業後、サラリーマン生活を経て代議士秘書に…

平成 4年

「税は政治なり」との思いで始めた税理士試験に合格

と平成 7年

県議会議員初当選～平成19年まで連続3期

平成19年

第21回 参議院議員選挙 当選

平成26年

予算委員会・ODA委員会などの理事を歴任

第47回 衆議院議員選挙 当選

維新の党・税制調査会事務局長

平成28年

総務委員会&沖縄・北方領土特別委員会 両理事

民進党結成に参画

国土交通委員会ならびに厚生労働委員会委員

民進党・副幹事長

衆議院議員 / 神奈川5区(戸塚・泉・瀬谷)総支部長